

## 専門的知見を要する訴訟への対応

### 1 専門家を裁判体に取り込むことの要否・専門家を補助機関に取り込むことの要否

#### 1 専門家の役割と法律家の役割

専門的知見を要する訴訟の審理において求められるのは、専門家の有する専門知識を生かしつつ、当該紛争を法的正義の観点から、裁判という場を通じて適正迅速に解決するための技法である。これを忘れると、極論すれば「専門家が裁判をすればいい」あるいは「専門家のいうとおり解決すればいい」ということになってしまい、法律家の役割を放棄することになりかねない。専門家の鑑定意見についても、常に批判的吟味をする必要がある。法律家と専門家の果たすべき役割を峻別すべきである。

#### 2 専門的知識の取り入れ方について

専門的知見を要する訴訟の質を高めるためには、まず当事者の代理人となる弁護士が当該専門分野についての訴訟技術に習熟する必要がある。今後も弁護士の専門化を推し進める必要がある。代理人が裁判官を納得させるに足る専門知識を訴訟に提出できれば専門家を裁判体に取り込んだり、補助機関に取り込んだりして改めて専門知識を得る必要はなくなるはずである。

これが当面困難な場合、専門家に頼んで裁判官が専門的知見を取り入れる必要が出てくるが、その場合、以下のような点に留意する必要がある。

第一に、専門的知見を要する訴訟といっても全て同一に論じられるものではなく、たとえば医療過誤訴訟のように、専門家と一般の国民が対峙し、相互の立場の互換性がない分野の事件がある。このような分野で裁判体に専門家を取り込んだり、専門家を補助機関として活用したりすると裁判所が一方に肩入れしていると受け取られて、国民に不信感を与えかねない。特に医療過誤訴訟においては、現状では医学界に封建的体質や医師同士のかばい合いがあるとの指摘もあり、以上の点について十分に注意を払う必要がある。

第二に、専門家の知見を取り入れるにあたって、いかなる知見がどのような形で裁判官にもたらされたのか当事者がわかり、これに対する当事者の批判が保障されるなど、透明かつ公正な手続の下で行われる必要がある。これがないと、極論すれば心証形成がブラックボックス化しかねない。

以上の観点から見ると、裁判官が専門的知識を取り入れるについては、第一に当事者代理人からもたらされる情報を基本としつつ、これを補充する手段としては鑑定意見という形で専門家の意見が明確にされる鑑定手続によることを原則とすべきである。鑑定の具体的方法としては、訴訟の内容等により書面による鑑定のみならず口頭

鑑定を取り入れるなど柔軟に実施すべきであるが、裁判体に取り込むこと、裁判官の補助機関として専門家を活用することには慎重であるべきである。

### 3 専門参審制

なお専門参審制については、判決にあたっての評決権を有する形で専門家を裁判体に取り入れる制度、あるいは争点整理段階等で裁判官の補助者として専門家を取り入れる制度など様々な形で提唱されているようである。しかし、これは裁判官の専門的知見を補充することを目的とするものであって、国民が自ら裁判に関与することを目的とする国民の司法参加とはその理念を異にするものである。専門参審制度として一括して論じるのではなく、前記したように、医療過誤訴訟など、これを取り入れるべきではない分野があること、その他の分野においても裁判官の心証形成にあたっての適正手続に配慮すべきことに十分留意しつつ、慎重に検討すべきである。

## 2 専門家の意見を早期の段階で取り入れる特別の手続の要否等

### 1 知的財産権関係事件への対応強化のための具体的方策

知的財産権関係事件といっても、きわめて専門的な事件から、それほどとまで言えない事件がある。その全てを東京・大阪地裁の専属管轄とすると北海道や沖縄の当事者まで知的財産権関係事件であるとの一事をもって東京・大阪の裁判所への提訴、応訴を強いられることになり、適当でない。事案により民事訴訟法17条の裁量移送制度の活用で対応することが十分に可能である。

専門部の強化、知的財産権事件について習熟した裁判官を増員することについては、前記の裁判官と専門家の役割を峻別することを前提に賛成する。

また、証拠開示制度の充実強化も検討課題とされるべきである。秘密情報が含まれる文書等に対し、全て裁判所のインカメラ手続で秘密情報に関する正当理由を判断することは必ずしも訴訟経済上合理的でない（現行法は文書提出命令に基づく文書提出に全て裁判所が関与する制度であるが、それは裁判官の時間を膨大な文書の確認作業に使うことになり、裁判官の負担の増大という点からも文書提出命令を使いにくい制度としている）。事案によって裁判所の命令（米国の protective order のようなもの）の下で、弁護士、弁理士及び第三者の専門家に限って直接相手方の秘密を含む情報にアクセスできるようにすべきである。その場合、弁護士、弁理士に秘密を守る高い倫理が要求されることになる。

## 2 労働事件への対応強化のための具体的方策

経済情勢を反映して、わが国の雇用状況は依然として厳しいものがある。失業率は5%に迫り、さらに増大する傾向にある。こうした情勢の中で、企業の倒産・整理等による解雇、雇用条件の切り下げ等につつまれる労働事件も増大している。

しかし、わが国の裁判所の扱う労働事件の数は本訴・仮処分事件を合わせても、年間3000件に満たない。労働委員会への申立件数も年間400件に達しない状況である。ドイツ労働裁判所の62万件、フランス労働審判所の20万件、イギリス労働審判所の10万件（いずれも1995年の新規申立件数）など諸外国に比べ著しく少なく、労働者の権利侵害に対する救済の道が十分確保されていない。労働事件訴訟手続、労働委員会等裁判外の救済手続を抜本的に見直し、個別労働紛争についても救済を容易に求めることができるよう改善するべきである。

### (1) 訴え提起を容易にすること

当事者のために簡単に記載できる訴状を用意する。

提訴手数料を通常の訴訟より低額化することなどが検討されるべきである。

### (2) 迅速な審理手続

手続初期の段階における和解やあっせんによる解決を制度化する。

個別労働事件などで事案が複雑でない事件については、早期の救済をはかるために、審理促進の手続を選択できるようにし、短期間（たとえば6ヶ月以内）の解決をはかれるようにする。

### (3) 証拠の偏在の是正

使用者側が多数の証拠を持っている場合に、その証拠を早期に提出もしくは開示させ証拠の偏在を是正するとともに、審理の迅速をはかる。

### (4) 労働委員会の機能強化と労働事件訴訟との関係の整備

労働委員会の取り扱う事件の範囲を見直し、個別労働紛争のあっせん、調停等を行うことができるものとする。

また、労働委員会の決定を争う訴訟手続において、労働委員会において提出された証拠に基づく事実認定については労働委員会の認定を維持することを原則とするなど、裁判所において再度全面的な証拠調べを行うことによる審理の長期化等を防ぐ方策を制度化する。

労働委員会の決定に対する取り消し訴訟について、第一審を高等裁判所とする制度を検討し、制度化する。

### (5) 労働事件に関する弁護士へのアクセスの改善

弁護士へのアクセスを改善し、また労働事件を扱う弁護士を増大させるため、現在一部の弁護士会でおこなわれている労働法律相談を全国の弁護士会が行うよ

うにする。労働事件に関する研修会の実施、労働事件に関するマニュアルの整備等に弁護士会として取り組む。

#### (6) 裁判所・労働委員会等の人的インフラの充実、労働裁判所の設置

裁判官、裁判所のスタッフを拡充して労働裁判の審理を充実して迅速に行うことができる体制を確立する。また、労働委員会がより多くの事件を扱うことができるようにその人的体制の充実をはかる。

労働事件を専門に扱う地方裁判所と同レベルの労働裁判所の設置を検討する。労働裁判に関する訴訟制度を整備し、人的なインフラの充実が図られるならば、全国の地方裁判所所在地に労働裁判所を設置し、労働裁判所において労働事件を扱うことを原則とするよう制度改革を行うことは十分検討に値する。ただし、労働事件を労働裁判所の専属管轄とするべきではなく普通裁判所の管轄と競合させ、そのいずれに対しても訴訟を提起できるようにするべきである。

#### (7) 陪・参審制度の導入

労働裁判の中で陪審に適する事件については陪審制を導入し、その他一般の事件については、使用者側と労働者側双方から参審員を審理に参加させる制度を検討し、制度化する。

### 3 医療過誤事件への対応強化のための具体的方策

鑑定を依頼するにあたり、鑑定人に対し一件記録を漫然と渡すのではなく、診療経過一覧表、争点整理表などを一緒に渡して事案の把握を容易にすること、鑑定書のひな型などを渡して鑑定書を書きやすくすることなどの実務上の工夫は必要であり、推進すべきである。

鑑定人名簿の整備も推進すべきである。ただし、鑑定人確保のために、鑑定人に対する当事者の尋問を制限することには慎重であるべきである。前記のとおり鑑定に対する批判的検討は必要であり、当事者が疑問点を鑑定人に問うことを一方的に制限すべきではない。ラウンドテーブル法廷で尋問を実施したり、尋問時に当事者・代理人の不適切な発言を制限するなどの実務上の工夫で対応すべきである。

提訴前の証拠開示制度を充実することが重要である。現行制度の下では証拠保全手続が証拠開示的に運用されている実情にあるが、条文上はカルテ改ざんのおそれなど「あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難な事情」(民事訴訟法234条)の疎明が必要とされていること、カルテの提示を病院側が拒否した場合にこれに対する制裁がないことによる不都合も指摘されているところであり、立法的に解決すべき課題といえよう。

フランスの鑑定レフェレ、ドイツの独立証拠調べなど訴訟提起前の鑑定制度を設け

ることには賛成するが、ここにおいても前記したように鑑定に対する当事者の批判を制限すべきではない。

### 民事執行の拡充についての具体的方策

#### 1 現行民事執行制度の充実・強化

権利を迅速に実現し、財産隠匿・執行妨害などに対処するためには、まず、現行の民事執行制度の充実・強化が不可欠である。執行官の増員、および執行裁判所書記官・裁判官の増員などの人的体制ならびに施設等の充実・強化、さらには、書記官・裁判官の研修などによる質的な強化も不可欠である。その内容として、利用者側に立った研修なども検討されるべきである。

#### 2 民事執行の拡充についての具体的方策に対する意見

悪質な執行妨害・財産隠匿行為に対して、現状の民事執行の充実・強化のみではなく、新たな方策の導入を検討することには異論がないであろう。しかし、現在の検討の俎上にある具体的制度については、以下のとおり、慎重かつ十分な検討が加えられる必要がある。

##### (1) 財産状況申告命令

執行手続中において債務者に対し、財産状況申告命令を発令し、これに従わなかった場合に制裁を加える制度はいくつかの国において実施されている。しかし、一方では、このような制度が実効性を確保するためには監置などの人的執行を伴う必要があるところ、人的執行を認めないわが国執行制度に導入したとしても、その実効性のいかにについては疑問がある。また、他方で、このような制度を導入した場合に、その濫用によって債務者に対する過酷執行にならないよう、差押禁止財産の範囲を拡張するなどの配慮も必要であり、検討すべき点が少なくない。

##### (2) 財産照会手続

債務者に財産状況を申告させる制度が機能しない場合に、第三者機関に財産内容の照会を行う制度も、執行妨害に対する方策として検討に値する。しかし、その範囲を無制限に認めれば、プライバシーの侵害のおそれがあるし、手続としても執行裁判所にその是非を検討させてよいのか、十分な検討が必要である。また、現実に導入されて実効性が認められる前提としては、国民の金融資産のデータベース化が前提となるのではないかとこの疑問もあり、慎重な検討が求められる。

##### (3) 短期賃借権

短期賃借権制度は制度趣旨において決して不当なものではないが、執行妨害などの目的による詐害的に設定される例もある。民事執行法改正により、一定の効果はあがっているが、占有者の特定が困難な場合への対処などさらなる対策を検討する

必要がある。

#### (4) その他の方策

諸外国においては、給与差押などについて、裁判所がデータ管理を行い、雇用者の不履行に対しては、裁判所がその理由を開示するよう催告する制度も見られる。このように、民事執行の質的な充実のためには、単に新しい制度を創設するのみでなく、執行手続の中で裁判所が積極的にその役割を果たすことが必要である。この意味からも、執行裁判所の人員について、量的・質的な充実強化が必要である。

#### 家庭裁判所の履行勧告制度を実効化するための制度

離婚後の養育費支払確保のための給与天引制度、養育費立替制度（アメリカなどに例がある）などの創設についても検討されるべきである。現行家事審判法では養育費を払わない者に対する履行勧告制度があるが不十分なものととどまっている。具体的な改革案は資料9の当連合会の提言を参照されたい。

## 裁判手続外の紛争解決手段の在り方

### 1 基本的立場

#### (1) ADRの拡充

法的な紛争を解決する手だてを多元的にし、紛争の当事者がその解決方法を必要に応じて様々な選択肢から選択できるのは望ましいことである。この見地から、ADRの拡充には基本的に賛成である。

#### (2) 民事訴訟制度の抜本的改革

紛争解決手段の多元化という観点からは、民事司法制度のいわば背骨である民事訴訟制度を、より利用しやすく迅速・的確に権利を実現できるものにするために抜本的に改革することが不可欠である。ADRの拡充が民事訴訟制度改革をおろそかにするものであってはならない。

#### (3) ADRにふさわしい実体を

多様なADRが設けられることは基本的に望ましいことである。しかし、ADRであればどのようなものでもよいというのではなく、法的な紛争を解決する手続にふさわしい組織面、運用面での整備が必要である。

### 2 ADRに求められる条件

#### (1) 既存のADRの問題点

わが国の既存のADRの中には、ADR機関の中立・公平性に疑問が持たれるケースやADR機関の調査結果が当事者にさえ開示されないケースなどが見られる。たとえば、以下のような例が報告されている。

##### (事案)

リース業者から借りたベビーベッドに赤ちゃんを寝かせていたところ、ベッドの前枠のナイロンネットとマットの側面部の隙間に落ち込んで赤ちゃんが窒息死した。

##### (経過)

事故の翌日に製品安全協会の職員が訪問して布団や着衣の見分と事情聴取を行い、ベッドとマットを預かって帰った。しかし、その後、具体的な調査結果の報告が協会からないまま、協会から、製品安全協会が500万円、リース業協会が500万円を支払うという示談が提示され、これを受け入れない限り、提示を白紙撤回すると言われた。

被害者が製造業者、リース業者及び製品安全協会を相手に損害賠償請求訴訟を提起したが、原告が製品安全協会に調査結果を明らかにするように訴訟で再三求めても、製品安全協会はこれを拒み、裁判所の勧告でかなり後になってようやく簡単な報告書を出してきた。

#### (2) PLセンターの調査結果

各PLセンターの調査結果をみても、次のような問題点が見られるものがある。



メーカー、業界団体からの組織の非独立性  
相対（あいたい）交渉前置  
調停、裁定、審査等の申立についての相手方の同意を要件とする  
処理事案の公表が行われない  
賠償基準、欠陥の判断基準等が不適切

（３）その他の問題点

以上に指摘したほかにも、ADRが利用しやすい制度になっていない理由として、次のようなことが指摘できる。

証拠開示制度の不備  
時効中断効が認められていないこと  
合意に執行力が認められていないこと

（４）ADRが備えるべき条件

以上のような現状での問題点を踏まえると、ADRの設置・拡充にあたっては、各ADRが原則として次のような条件を備えるべきであると考えられる。

機関の公平性の確保  
審理過程及び結果の開示・公表

当事者の納得、手続の公平と結果の妥当性の確保の観点から、審理過程や結果並びにその資料は原則として当事者双方に開示されるべきである。加えて、同種被害の防止等の観点からすれば、プライバシー権や知的財産権の侵害にならないよう配慮しつつも、原則として公表される必要がある。

ADR前置主義を採用しないこと

裁判を受ける権利を保障するため、訴訟提起に先立ちADRを経ることを強制（前置主義）すべきでない。

時効中断効

不調の場合の時効の不利益を回避するために、ADRの申立時に時効中断効を認めるべきである。

法律専門家の関与の確保

個別のケースを担当する裁定委員の中に少なくとも1名の法律専門家を入れるべきである。

（５）今後検討をするべき事項

ADRの拡充のために、次の点についてさらに検討を進めるべきであろう。

証拠開示制度

たとえば、欠陥製品事故などでは、裁判外手続ゆえに被害者側が事故原因を明

らかにすることは困難となる。企業の情報開示を義務づけ、それを担保するような制度を設けなければ、救済制度としての機能は果たしえない。

#### 第三者的原因究明機関の設置

欠陥製品事故などに関し、一般市民が利用できる原因究明機関はほとんどない。中立・公平で第三者的な原因究明機関の設置あるいは拡充を図らなければならない。

#### 合意への執行力の付与

### 3 弁護士・弁護士会のADR拡充への努力

業界団体などから独立し、紛争解決の専門家の組織である弁護士会がADRの設置・拡充に果たすべき役割は大きい。

これまでに弁護士会は、単位会にあっせん仲裁センターや指定住宅紛争処理機関を設置するなどADRの拡充に向けた努力を重ねてきた。また、多くの弁護士が各種のADRに関与している。

今後、さらに弁護士会としてあっせん仲裁センター等の設置及び拡充に努めるとともに、会員の弁護士が種々のADRの担い手としてADRの拡充に寄与するべく努力したい。

## 司法に関する情報公開

現在、最高裁判決についての情報及び東京、大阪、名古屋の各地裁における知的財産権に関する判決の情報が最高裁のインターネット・ホームページにおいて公開されている。これにとどまらず、全ての判例情報がインターネット・ホームページにおいて公開されるべきである。

ほかにインターネット・ホームページの上で公開されるべきものとして、ADRに関する情報、一定の裁判申立等に必要書類情報などが考えられる。

### 懲罰的損害賠償制度

懲罰的賠償制度は、その導入を前向きに検討するに値する。

被害者の権利行使のための時間や労力を考えると、現在のわが国における慰謝料の実状や実損害に限定する損害賠償制度では、裁判の利用は経済的に割の合わないものになっているといわざるをえない。このことは、弁護士費用が原則として各自の負担とされる場合には一層顕著となる。そのために権利の行使を諦めさせ、社会に不公正をもたらす結果となっている。かかる不公正、不公平を是正するために、一定の範囲で懲罰的賠償を導入することを検討すべきである。

日本には、刑事司法と民事司法の峻別等を重視する考え方から懲罰的賠償に否定的な見解もある。しかし、上記の趣旨からして、実質的に公平な損害の分担を確保するためには、懲罰的賠償も必要である。また、労働基準法の付加金の制度(労働基準法 114 条)は二倍賠償の一種とも考えられ、懲罰的賠償が日本の法秩序と両立しえない制度とは言えない。

その方法として、知的財産権法や独禁法に特別の規定を設けることのほか民法の損害賠償に関する規定を改正することも検討されるべきである。その際には、制度目的に応じた合理的な範囲の賠償額の検討も必要である。

### クラスアクション制度、団体訴権制度

クラスアクションは、個々の当事者の委任を受けることなく、「クラス」のメンバーを代表して訴訟を遂行できることにするもので、反対の意思を表示しない限り、訴訟効果はそのメンバー全員に及ぶ制度である。ここで「クラス」とは、共同の利益を有する多数人を意味し、さしあたり同一の被害を受けた多数の消費者や、共通する損害を受けた被害者などを想定できる。わが国にも、株主代表訴訟などが類似の制度としてあり、さらにこれを「クラス」と認められる場合に広げる制度は、前向きに検討するに値する。

わが国には選定当事者の制度があるが、クラスアクションと同じ目的・機能を有するはずであるのに、個々の選定行為が必要であることや、少額な被害を集積する手間がかかること等もあって、現実にあまり利用されていない。選定当事者から一歩進んで、クラスアクションをわが国に導入することが重要な意味を有するゆえんである。

クラスアクション制度は、法の支配の実現を一般市民の側から貫徹するという理念から構築されるべきである。それによって、泣き寝入りに終わっていた個々の被害を

救済し、違法行為を抑制することを期待できる。たとえば、同じ規格の欠陥商品や同一の悪徳商法によって多数の人々が同様の被害を受けた場合に、一人一人の損害額が小さいものであれば、その権利を行使することは現実的ではない。クラスアクションであれば権利行使が可能となり、そうした欠陥商品や悪徳商法の抑止にもつながる。

ただ、クラスのメンバーに対してどのように通知を行うかなどの諸問題についてはさらに検討すべきである。

このほか、一定の団体に当事者適格を付与する団体訴権の制度も違法行為の差し止めを求めるための制度として検討するに値する。非営利団体の活動を活性化する効果も期待できる。